

# 令和5年度第8回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

## 1 会議の日時

令和5年8月25日（金）午後2時から午後4時まで

## 2 会議の場所

西庁舎 7階701号室

## 3 会議の議題

適正な水道料金のあり方について⑦

## 4 出席委員及び欠席委員の氏名

### (1) 出席委員（9名）

学識経験を有する者	丸山 宏 (会長)	愛知産業大学経営学部 学部長・教授
	富永 晃宏 (副会長)	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授
	内藤 公士	公認会計士
	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用者	久保 敦	栄屋乳業株式会社 専務取締役
	荒川 江美	岡崎商工会議所 女性部
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合女性部
公募した市民	石井 美紀	
	松井 亜早美	

### (2) 欠席委員（1名）

学識経験を有する者	齊藤 由里恵	中京大学経済学部 准教授
-----------	--------	--------------

## 5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂

上下水道部長 松澤 耕

経営管理課長（次長） 小林 也寸志

上下水道部次長（水道工事課長） 跡地 操

総務課長 荻野 泰久、サービス課長 栗本 勝明

水道浄水課長 小野塚 好司、下水施設課長 柴田 英幸  
下水工事課長 新美 正紀、総務課副課長 米津 久美、  
総務課総務係長 飛田 晃宏、経営管理課経営1係長 谷中 千恵、  
経営管理課主査 今泉 高樹、経営管理課主事 鈴木 龍也

## 6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち9名が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

## 7 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、松井委員を指名した。

## 8 会議の公開

本日の会議を公開することとした。(傍聴者2名)

## 9 議事の要旨

資料1に基づき、審議事項について事務局が説明した。  
事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

### (A委員)

基本料金について、改定率の上限を撤廃し、手引き通りの改定とすることは理解できる。

口径75mm以上の改定率が突出して高くなっているのはなぜか。

### (事務局)

基本料金について、手引きでは、口径ごとの水需要実態に応じた負担を求めよう記されている。

本市では、現行の料金体系に至るまでに9回の料金改定を行っているが、手引きに基づいた改定の議論が行われた記録はなく、現行料金と手引きの料金体系の間に、口径が大きくなるほど乖離が生じており、それに応じて改定率も高くなっている。

### (A委員)

資料18ページの使用水量の分布状況を見ると、大口径のうち使用水量が

ゼロの利用者は少数であるため、基本料金の高い改定率の影響をそのまま受ける方は少ない。

(事務局)

大口徑で契約いただいたにも関わらず使用量がゼロの利用者は、本来想定されている使い方をされていないと類推される。激変緩和のために設けた改定率の上限を撤廃し、手引きに沿った改定とすることを提案させていただいた。

また、使用水量が増えるほど料金全体に占める基本料金の割合が小さくなるため、資料22ページの表のとおり、口径に合った水量を使用いただければ、許容される改定率になっていると考える。

(B委員)

従量料金を8円の定額で改定することにより、使用水量10m<sup>3</sup>までの区画の改定額が第7回の事務局案と比較して1円上がっているが、少量使用者に配慮した改定と言えるのか。

(事務局)

従量料金については、めざすべき料金体系の研究が引き続き必要となるため、少量使用者に配慮した現行体系を踏襲しながら必要な改定を定額で行うことを提案させていただいた。

ただし、一律の改定方法として、少量区画の改定幅を抑えることができる定率の改定も選択肢としてあるため、委員の皆様と比較いただいたうえで、どちらを採用するか検討いただきたい。

(C委員)

資料16～18ページの使用水量の分布状況に示された口径ごとの最大件数の区画と、22ページの平均的な使用水量の区画が一致していないのはなぜか。

(事務局)

平均的な使用水量は、各口径の使用水量の総量を利用者の件数で除したことになるため差異が生じる。

(D委員)

資料17ページの口径別の用途について、グラフの見方を教えてほしい。  
口径50mm、75mmは官公署・学校が半数以上を占めているということか。

(事務局)

お見込みのとおり。学校が多い理由として、プールに水を引くために大口徑を契約していることが挙げられる。

(D委員)

官公署や学校等の用途に関係なく、すべての使用者が改定の対象になるということか。

(事務局)

用途により改定の内容が変わることはない。

(議長)

事務局から提示された新料金体系案について、委員の皆さまからご意見を伺う。

はじめに、当日欠席のE委員から、今回の審議事項についてあらかじめ寄せられたコメントを事務局が下記のとおり代読した。

(代読)

基本料金については、大口徑の改定率を激変緩和する根拠がないことから、手引き通りの給水能力に応じた改定とすること。

従量料金についても、各水量区画で改定額を変える根拠がないことから定額アップとすること

以上の事務局案については賛同する。その理由は以下のとおりである。

基本料金は経営を安定させる要であり、装置産業である水道事業の性格上、本来であれば固定費、需要家費部分を求めるものである。しかし、固定費、需要家費部分を基本料金とする場合、その料金は膨大なものとなるため、その一定割合を基本料金とすることは、日本水道協会の水道料金の手引きにも記載され、それについては説明が可能である。

岡崎市水道事業の料金改定案は、その日本水道協会の水道料金の手引きに

沿って検討されていることから、各利用者へどのように負担を求めるのかについても、合理的な説明ができると考えられる。

しかし、水道料金の手引きに沿って求められる料金体系と、現状の料金体系には乖離が生じる。水道料金の手引きに沿って求められる料金体系をあるべき姿とするなら、そこに近づけることは必要である。ただし、一気にあるべき姿にすれば、混乱をきたす恐れがあり、そのことで、料金改定について理解を得られないといったことも考えられる。そのため、ステップを踏んで、あるべき姿に近づけるようなことも、利用者の理解を得るといった観点からは重要である。

従量料金については、逡増度の緩和、均一料金にするということも考えられる。しかし、先に述べたように、料金体系の激変は、利用者の混乱を招くこともあるため、今回の改定については、まず基本料金と従量料金の割合、そして口径別の基本料金について、望ましい姿に近づけるといえるものと理解する。

(以上)

事務局の代読後、各委員の意見を伺った。

(A委員)

基本料金は手引き通りの改定に賛成する。

従量料金は、定率と定額という2つの提案について熟慮したが、定額の改定が適切と考える。

(F委員)

基本料金は、公平・中立であり、かつ理論的でのみならず経済的でもあることから手引き通りの改定は不合理な点はない。

従量料金は、定額の改定は公平性があり、少量使用者に配慮した現行の体系を踏襲していることから不合理な点はない。

(C委員)

基本料金は、大口径の改定率の上限を撤廃し、手引き通りの改定とすることに賛成する。

従量料金は、説明のしやすさを考慮し定額での改定に賛成する。

一点確認だが、手引きには逡増度のあるべき形について示されているか。

(事務局)

手引きには適正な逓増度についての考え方は示されていない。

(議長)

大口使用者の視点で見た時に、新料金体系案はどのように感じるかご意見はあるか。

(C委員)

大口径のうち使用水量の少ない使用者の改定率が高くなっている。これは、使用水量が少ないにも関わらず不必要と思われる大口径を選択しているため致し方がないと考えられる。そういった使用者には使用水量に応じた口径への切り替えを提案してはどうか。

(事務局)

小口径への切り替えを行う場合、すでに埋設されている宅内配管について、使用者の費用負担で口径縮小の工事を行っていただく必要がある。将来的なコスト削減と工事費用を天秤にかけてもらったうえで判断していただく必要がある。

(G委員)

基本料金は、大口径の改定率が高く負担が重くなってしまいが、口径に応じた使用水量であれば改定率が下がっていくことを考慮し手引き通りの改定に賛成する。

従量料金は、定額による改定が良い。

(H委員)

事務局案に賛成する。

(D委員)

基本料金は、安定的な経営を目指すのであれば、改定率の上限を撤廃し手引き通りに改定するのは理解できる。

従量料金は、説明のしやすさの観点から定額の改定に賛成する。

ただし今後も適正な料金体系について、他市の料金改定の動向を注視しつつ、継続して研究してほしい。

また、低所得者層に対する福祉的政策については、料金体系とは別枠で考えていく必要がある。

(B 委員)

今後、水道事業が民営化されることなく、市が運営していくことを望む。そのうえで安定的な経営を目指すのであれば、基本料金は手引き通りの改定、従量料金は定額による改定に賛成する。

(I 委員)

基本料金は、説明のしやすさの観点から手引き通りの改定に賛成である。大口径の改定率が非常に高くなるが、口径相応の水量を使用されれば、料金全体に占める基本料金の割合は小さくなるため、改定による影響は小さいと思われる。

従量料金は、手引き通りの改定を行うと大量使用者が減額となる改定となり影響が大きすぎる。そのため、定額による改定に賛成する。

今後は、従量料金の複雑な区分の簡素化について検討いただきたい。

また、改定の内容について市民に理解が得られるよう、十分な説明がなされるようお願いしたい。

(議長)

料金決定の方法について、世界的に見ても決定的な議論はされていないが、大きなトレンドとしては、総括原価を基に料金を算出するなど科学的合理性を求める議論が行われる流れに進んでいる。そのうえで、手引きを参考資料として料金改定を行うことはやむを得ないことと思われる。そのため、基本料金は、手引き通りに改定することが合理的であるといえる。

また、従量料金は、急激な変換は使用者に混乱をきたす恐れがあることから、現行料金体系を踏襲し定額の改定を行うことに賛成する。

ここまでの審議を踏まえ、事務局の提示した平均改定率及び新料金体系について概ね理解できる内容であると考えるが、委員の皆様もそうした理解でよろしいか。

(全委員)

よい。

(議長)

事務局から示された方針について、委員の皆様にご同意をいただいた。

議長がすべての議題の審議の終了を告げた。

## 10 上下水道部長挨拶

### 会議資料

#### 【事前送付資料】

第8回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 次第  
資料1 料金の算定について

#### 【当日配布資料】

追加資料1 従量料金定率改定の料金体系及び影響額の試算  
岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例  
岡崎市水道事業及び下水道事業審議会委員名簿  
席次表